

〔 令和 8 年 3 月 1 1 日  
局 長 決 定 〕

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人筑波大学（以下「当法人」という。）ヒューマンエンパワーメント推進局（以下「推進局」という。）が、ヒューマンエンパワーメント推進局の組織及び運営について（令和 5 年 1 月 1 日局長決定）第 9 条の規定に基づき、「Learning & Life Support Book」（以下「LSB」という。）を教育機関である大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）と共同利用（以下「共同利用」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。なお、共同利用にかかるサービスに関しては、本要項に定めるほか、利用規約（ユーザー向け）及びプライバシーポリシー（個人情報保護方針）の定めるところによる。

(目的)

- 2 LSB とは、発達障害のある方がもつ独自の視点や経験に関する情報を収集し、大学生等の学業や生活に役立つ情報を配信する支援情報配信サービスである。これを共同利用することにより、大学等における学生支援ならびに教育の基盤及び環境の整備等の公益に資することを目的とする。

(管理者)

- 3 当法人は、共同利用の実施に関する業務を統括する責任及びその適正な実施に関し、管理及び監督の責任と権限を持つ者として管理者を置き、ヒューマンエンパワーメント推進局長をもってこれに充てる。

(共同利用の基準)

- 4 共同利用は、第 2 項の目的に照らし、当法人が、その事業実施上有意義であると認める場合に限り、これを行うものとする。

(利用申込み及び承諾)

- 5 共同利用を希望する大学等は、別紙様式 1 の共同利用申込書を管理者に提出し、承諾を得なければならない。管理者は、共同利用を承諾した場合は承諾書を発行する。なお、後述のトライアル版（無償利用）においては申込書によらず、申込を受け付け、承諾書の発行は行わない。

(変更の届出等)

- 6 共同利用の承諾を受けた大学等（以下「利用大学等」という。）は、前項の申込み内容を変更しようとするときは、速やかに管理者に変更届を提出し、その承認を得なければならない。

(共同利用の種類)

- 7 利用大学等は、共同利用にあたり、フルサポート版（有償利用）又は、フルサポート版を利用するまでの試験的利用となるトライアル版（無償利用）のいずれかを選択するものとする。

なお、過年度においてトライアル版を利用した大学等が、別の年度においてトライアル版を再度申請して利用することは原則としてできない。ただし、大学等における組織体制の変更など特別な事由がある場合は理由書（様式任意）の提出により、管理者が当該事由を適当と判断する場合は再度のトライアル版の利用を認めることができる。

#### （利用期間）

- 8 共同利用の期間は、承諾を受けた共同利用開始日からその日の属する年度の末日までとする。なお、トライアル版の利用期間は利用開始日が属する年度の末日までとし、翌年度にトライアル版を継続することはできないものとする。

#### （利用料の支払い）

- 9 利用大学等は別表に定める利用料を当法人に支払わなければならない。ただし、トライアル版については、利用料の支払いを要しない。

利用大学等は、利用料を当法人の発行する請求書により、所定の期限までに、指定された金融機関に振り込む方法により納付するものとする。この場合、振込手数料は利用大学等の負担とする。

利用料は予定される利用期間分を利用開始日の属する年度に一括前払いとする。利用料は月ごとに計算し（毎月1日を計算の基準日とする。）、月の途中で計算の基礎に変更があった場合でも日割り計算等による精算を行わない。

#### （利用料の返還）

- 10 納付された利用料は返還しない。ただし、災害等で利用大学等の責めによらない事由により大規模かつ長期間、利用できなかったときは、利用大学等の申し出により既納の利用料の一部又は全額を返還することができる。

#### （利用料の見直し）

- 11 当法人が本要項の利用料を変更する場合には、すみやかに相手方に通知し、通知日から1か月が経過した後の最初の支払い期から適用する。

#### （共同利用の範囲）

- 12 共同利用の範囲は、1つの学校を単位とする。1法人が複数の大学等を設置し、それぞれが共同利用を希望する場合には、学校ごとに各別に共同利用の申込を行い、それぞれの学校分の利用料を支払うものとする。

#### （共同利用の停止）

- 13 当法人と利用大学等は、それぞれ停止日の1か月前までに、相手方に通知することにより、共同利用を停止することができる。但し、利用大学等又はその利用大学等に所属する者がこの要項若しくは利用規約に違反し又は当法人の指示に従わない場合には、当法人は利用大学等に事前に通知・催告することなく、直ちに共同利用を停止することができる。

#### （利用大学等の責務）

- 14 利用大学等は、付与された権限の使用・管理に一切の責任を負い、その所属する者がLSBを適正に利用するよう監督するものとする。利用大学等の権限により認証されたLSBの利用は、

すべてその利用大学等の利用とみなす。

(免責)

- 15 当法人は、利用大学等において、LSB の利用に伴う損害・損失が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとする。

(権利関係)

- 16 LSB の共同利用により生じた一切の権利は、当法人に帰属する。その取り扱いは、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成 16 年法人規則第 12 号）に従う。

(譲渡禁止)

- 17 利用大学等は、付与された権限について第三者への譲渡、貸与、使用許諾等の行為をしてはならない。また、利用大学等は、当法人と合意を得た範囲以外に LSB の利用に関わる情報を第三者に提供することはできない。

(実施状況の報告)

- 18 管理者は、共同利用の実施状況に関し、毎年度末、推進局教育関係共同利用運営委員会及び推進局運営委員会に報告するものとする。

(その他)

- 19 この要項に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は別に定める。

附 記

- 1 この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 ヒューマンエンパワーメント推進局支援情報配信サービス「Learning Support Book」の共同利用に関する内規（令和 5 年 1 月 6 日制定）は廃止する。

別表（第9項関係）

| 学生数            | 月額利用料  |
|----------------|--------|
| 20,000人以上      | 8,000円 |
| 10,001～20,000人 | 7,500円 |
| 5,001～10,000人  | 7,000円 |
| 1,001～5,000人   | 6,500円 |
| 501～1,000人     | 5,000円 |
| 101～500人       | 3,500円 |
| 100人以下         | 2,000円 |

備考

学生数は、共同利用の承認を受けた大学等の収容定員